

地方自治法第199条の規定による定期監査(行政監査を含む)の結果に基づき措置状況について通知を受けたので、同条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年8月26日

朝倉市監査委員 田原 誓成

朝倉市監査委員 半田 雄三

定期監査の結果に基づく指摘事項の措置状況

対象範囲 令和7年度予算執行状況及び事務事業執行状況

対象部局 環境課

指 摘 事 項	措 置 状 況
〔文書管理事務〕 物品購入事務において、本来部長決裁とすべき実施伺の決裁区分が、課長決裁となっていた。 〔契約事務〕 物品購入の契約において、朝倉市契約に関する規則第33条(契約書作成の省略)に該当しないにもかかわらず、契約書の作成が省略され、請書が提出されていた。	〔文書管理事務〕 事務決裁規程の認識不足により、決裁区分を誤って設定していました。 今後は、課内で事務決裁規程を再確認し、決裁区分の誤りが無いよう十分に注意し適正な事務処理に努めます。 〔契約事務〕 契約に関する規則の認識不足により、誤って契約書作成を省略しました。 今後は、課内で契約に関する規則、随意契約ガイドライン等を再確認し、適正な事務処理に努めます。